

十和田工業高等学校部活動方針

1 部活動の基本方針

- (1) 部活動を通じて心身ともに健康な学校生活を送るとともに、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 生徒の安全確保及び教員の長時間勤務解消を図るため、指導内容の充実と工夫に心がける。

2 部活動の休業日及び活動時間

- (1) 心身の健康を保持しつつ学習との両立を図ることができるよう、定期考査前の期間や年末年始等の学校閉庁日等も含め、年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保する。

休養日	週当たり平日1日以上かつ、土曜日・日曜日（以下「週休日」という）1日以上とする。
活動時間	平日2時間程度、週休日等3時間程度とする。
長期休業中の休業日	学期中に準じた扱いとするが、他に休養期間を設ける。

ただし、上記の活動時間については、大会、練習試合、合宿・遠征等は除くものとする。

- (2) 運動部・文化部において、目標とする大会・発表会前の強化週間については以下を基準として活動する。ただしこの場合でも最長3週間前からとする。

休養日	少なくとも週1日の休業日を設けたうえで、もう1日の休業日を振替え、年間計画に示す。その際、定期考査前後や長期休業中等に振替えることもできるものとする。
活動時間	平日3時間程度、週休日等4時間程度とする。
長期休業中の休業日	学期中に準じた扱いとするが、他に休養期間を設ける。

ただし、上記の活動時間については、大会、練習試合、合宿・遠征等は除くものとする。

3 年間計画及び活動実績

- (1) 部活動顧問は3月2週目までに次年度の年間・月間活動計画を作成して、特別活動部へ提出する。
- (2) 部活動顧問は毎月5日をめどに、前月分の活動実績を作成して、特別活動部へ提出する。
- (3) 部活動顧問は3月2週目までに年間の活動実績を作成して、特別活動部へ提出する。

4 その他

部活動顧問及び外部コーチは、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮も含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。